

建設工事業者 各位

契約検査課長

「施工プロセス」チェックリストの運用等について

標記の件について、下記のとおり平成 22 年 4 月 1 日より運用しますのでよろしくご願ひ致します。

記

1. 「施工プロセス」のチェックリストの運用

工事期間において、チェックリスト該当項目において監督員が最低 2 回以上チェックを実施する。
(中間検査を実施する場合は、中間検査依頼時まで最低 2 回以上はチェックを行う。)

なお、本運用は、検査区分が契約検査課のすべての建設工事に適用し、中間検査依頼・検査依頼に添付する。

2. 中間検査の実施について

契約金額が 3000 万円以上の建設工事案件は、契約検査課による中間検査を必ず 1 度実施する。

中間検査は、基本的に上記 1 項（「施工プロセス」のチェックリストの運用）によって作成されたものに基づいて中間検査を行う。

3. 竣工検査の現場代理人及び技術者の同席について

施工管理は、技術者が主体となって管理することが業法に定められております。ついては、中間検査及び竣工検査時には、必ず現場代理人及び技術者が同席するようにしてください。

なお、いずれかが出席できない場合は、検査は実施致しませんのでよろしくご願ひ致します。

4. 施工体系図の作成について

全ての建設工事において、施工体系図を作成し、施工計画書に添付する様、よろしくご願ひ致します。

以上